

公益社団法人日本農芸化学会北海道支部

学術集会参加補助金運営 内規

1. 公益社団法人日本農芸化学会北海道支部（以下北海道支部）に公益社団法人日本農芸化学会 北海道支部 学術集会参加補助金制度を設ける。
2. 北海道支部 学術集会参加補助金制度は農芸化学の進歩に寄与するすぐれた研究をなし、公益社団法人日本農芸化学会が主催する北海道支部指定の学術集会ならびに北海道支部が主催、共催し、北海道支部が指定する学術集会にて、発表を行う北海道支部学生会員であることを要件とする。
3. 1回の学術集会に対し、70万円程度を補助する。補助金額については、学術集会の開催場所、時期等を考慮し、その都度北海道支部が設定する。
4. 補助金を受ける学生会員の選定は、学生会員として入会し、はじめてこの補助金制度に応募する者を優先するが、この制度への複数回応募を妨げるものではない。
5. 補助金を受けることが決定した学生会員人数分の当該学術集会あたり補助金総額は、原資、当該年度予算額、応募人数等の兼ね合いにより、3項で設定した金額から減額することができる。また、補助を受ける学生会員個人への金額も減額することができる。
6. 学生会員が複数回この補助金制度に応募した際の補助金額、これまでの補助金受領状況、申請者の学年進行等を鑑み、個人への補助額を3項および5項で設定した金額から減額することができる。
7. 北海道支部長（以下支部長）は北海道支部内に若干名の委員からなる北海道支部 学術集会参加補助金運営選考委員会（以下、補助金選考委員会）を設置する。
8. 補助金選考委員会は申請書を基に選考し、選考結果を支部長に報告する。
9. 支部長は選考結果を支部参与会で報告し、その承認を得る。
10. この内規の改定は、支部長が提案し、支部参与会の承認を得る。

付則

（実施期日）この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。

（改定日）平成 31 年 1 月 7 日